

「がん予防メディカルクラブ『まも〜る』 会員規約

第1条（本会員制度）

1. 当会の名称は、「がん予防メディカルクラブ『まも〜る』」（以下、「当会」といいます。）とします。
2. 会員は、「がん予防メディカルクラブ『まも〜る』 会員規約（以下、「本規約」といいます。））に同意の上で申し込むものとし、会員が申込みを行い、当社が会員の当会への入会を認めた場合には、当社と会員との間で本規約を内容とする会員サービスの利用に関する契約が成立するものとします。

第2条（事務所）

1. 当会の事務所は、プリベントメディカル株式会社（以下、「当社」といいます。）内におきます。

第3条（運営・管理、メディカル・サービス）

1. 当会の運営・管理（次項で定めるメディカル・サービスの提供を除きます。）は、当社が行うものとします。
2. メディカル・サービスの提供は、当社が指定する医療機関（以下、「指定医療機関」といいます。）または当社の業務委託先の提携医療機関（以下、「提携医療機関」といいます。）が行うものとします。これに関し、当社は、会員が指定医療機関または提携医療機関からメディカル・サービスを受けられるよう、会員に代わって医療機関または提携医療機関の予約または申し込みを行うほか、当会の目的に沿った会員のサポートを行うものとします。当社と指定医療機関または提携医療機関との間には、会員が受益の意思表示をした場合には指定医療機関または提携医療機関が会員に対してメディカル・サービスを提供するという内容の民法第537条の第三者のためにする契約が締結されており、会員によるメディカル・サービスの提供の申込みをもって会員による受益の意思表示とみなし、会員と指定医療機関または提携医療機関との間において、メディカル・サービスを提供することに関する個々の契約が成立するものとします。

第4条（会員の種類）

1. 会員の種類は以下の表のとおりとします。

会員の種類	
個人会員	個人会員
個人家族会員（注1）	
団体抜会員	団体抜会員（注4）
団体抜家族会員（注1）	
法人会員	法人会員の役職員（注4）
法人会員の役職員の家族（注1）	
（注1） 個人会員・団体抜会員の家族会員ならびに法人会員の役職員の家族（以下「家族利用者」といいます。）は、個人会員・団体抜会員・法人会員の役職員等（以下「本人利用者」といいます。）の親族（注2）とします。	

(注2) 親族とは、本人利用者の配偶者(注3)、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。

(注3) 内縁を含む(なお、内縁とは、同一住居内に居住し、入籍の事実がないという事項のほかは、社会通念上法律上の夫婦関係と同等とみなされる関係をいいます)

(注4) 団体抜会員、法人会員、団体、法人とは次の者をいいます。

(1) 団体抜会員とは、当社との間で当会に関する団体抜会員制度運営に関する協約書を締結している団体に所属している者であって、個人として会費を負担する者をいいます。

(2) 法人会員とは、団体に所属する役職員またはその家族が当会のサービスを利用できるよう、団体として会員となり、団体として会費を負担する者をいいます。

(3) なお、団体ならびに法人は、法人、個人事業主及び人格のない社団等の法人格の有無にかかわらず、次のいずれの要件も満たす組織として当社が認めた者とします。

(ア) 事務所があり、そこに勤務する被用者がいる組織であること。

(イ) 常時、構成員(*1)を名簿等の組織内の文書にて管理しており、当社が法人会員の本人利用者について、該当者が組織の構成員であるか否かの確認を必要とする場合に、当社に提出できる当該確認ができる文書がある組織であること。

(ウ) 構成員の確認等、当社が定める当会制度運営に必要な事務を履行する組織であること。

(*1) 構成員とは、次のいずれかの者をいいます。

1. 組織から給与(役員報酬を含みます。)の支払いを受けている当該組織の役員及び職員等
2. (労働組合の組合員など)組織の規約・会則等により規定される会員等(年1回以上、規約・会則等に定める会費等(*2)を当該組織に収める者に限ります。)

(*2) 会費等とは有料のものとし、ただし、(組織の退職者を構成員とする組織等)当社が認めたものはこの限りではありません。

第5条 (会員資格)

1. 当会の会員は次の各号のいずれも満たす者とします。

- ① 本人利用者ならびに家族利用者は日本国内に居住する満20歳以上の者であること。
- ② 反社会的勢力(注5)または反社会的勢力の密接関係者(注6)ではないこと。

(注5) 反社会的勢力とは、以下の集団または個人をいいます。

組織犯罪対策要綱(平成16年10月25日付警察庁次長通達)およびその他それに関連する法令または通達等に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的な利益を追求する集団または個人をいいます。

(注6) 反社会的勢力の密接関係者とは、反社会的勢力と次の関係にある者をいいます。

- (1) 反社会的勢力が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- (2) 反社会的勢力を雇用している者
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

- 等により、不当に反社会的勢力を利用していると認められる者
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる者
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ③ 当社が別に定める会員資格基準を満たす者であること。

第6条 (会員の入会手続き)

1. 会員になるには、会員プランを選択し、会員の種類に応じて次のとおり当会所定の手続きが必要です。
- ① 会員になる者は、次のいずれかから1つの会員プランを選択します。
- (1) シルバープラン
- (2) ゴールドプラン
- ② 入会手続き
- (1) 個人会員になるには、当会所定の申込手続きと会費の支払いが必要です。
- (2) 団体抜会員になるには、当会所定の申込手続きと会費の支払いが必要です。
- (3) 法人会員になるには、当該法人を対象とした当会所定の申込手続きと会費の支払いが必要です。
2. 前項各号に定める会員の家族利用者になるには、当該会員が家族利用者について当会所定の手続きと会費を支払うことが必要です。

第7条 (入会審査)

1. 当社は、第6条(会員の入会手続き)に規定する入会手続きを行った者に対し、第5条(会員資格)にもとづき、入会審査を行います。なお、入会審査の結果、入会を承認しないことがあります。また、会員の申込手続き書類に事実と異なる事項を記載して入会した事実が判明したときは、当社は当該会員の会員資格を取り消して退会の取扱いとすることができるものとし、この場合、会費の返還は行いません。

第8条 (入会)

1. 当社が入会を承認したときは、当会所定の方法で入会の承認を通知します。
2. 入会日は、当社が前項の通知を発した日とします。

第9条 (会員期間および会費)

1. 本人利用者または法人会員は会費の支払い方法について、以下のいずれかを選択するものとします。
- ① 年払い(年1回払い)
- (1) 会員期間を1年間とします。
- (2) 初回の会費は、入会申込時に支払うものとします。また、翌年以降の会費は、入会日を基準日とし、支払うべき年の年単位の基準日までに支払うものとします。なお、本規約にお

いて「年単位の基準日」とは、各暦年における入会日の応当日を意味する。

② 月払い（年 12 回払い）

(1) 会員期間を 1 か月間とします。

(2) 初回の会費は、入会申込時に支払うものとします。また、2 回目以降の支払いは、初回の会費を支払った月の翌月以降、順次支払うものとし、支払うべき月の月単位の基準日までに支払うものとします。

2. 会費の金額は、別途、当社が定めるものとします。

3. 会費の支払い回数の変更を希望する場合は、以下のとおりとします。

① 年払い（年 1 回払い）の場合

1. 次に到来する 1 年ごとの基準日の 3 か月前までに月払い（年 12 回払い）への当会所定の変更手続きを行うものとします。

② 月払い（年 12 回払い）の場合

2. 変更を希望する月の月単位の基準日の 3 か月前までに年払い（年 1 回払い）への当会所定の変更手続きを行うものとします。

4. 会員コースの変更を希望する場合は、次に到来する 1 年ごとの基準日の 3 か月前までに当会所定の会員コース変更手続きを行うものとします。

5. 会費の支払い猶予期間について

① 会費が未納となったときの会費の支払い猶予期間は、会費が未納となった月の月単位の基準日から起算して 3 か月間とします。

② 猶予期間中に会費の支払いがない場合は、退会扱いとします。

第 10 条（会員期間の自動更新）

1. 第 21 条（退会）の手続きが完了しない限り、会員期間は自動的に更新されます。この場合、会費は、第 11 条（会費の払込方法（払込経路））の払込方法にて自動的に支払われるものとし、会員はこれに同意するものとします。

第 11 条（会費の払込方法（払込経路））

1. 会費の払込方法はクレジットカード決済およびその他当社が定める払込方法によるものとします。

第 12 条（メディカル・サービスおよびその他の会員サービス）

1. メディカル・サービス

会員は、次に定めるメディカル・サービスを受ける権利を有します。メディカル・サービスは、当社が会員に対して提供するものではなく、第 3 条第 2 項に定める当社が第三者のためにする契約を締結している指定医療機関または提携医療機関が会員に対して提供します。

① 指定医療機関が実施するがんリスク評価を受ける権利。なお、各年度に発生するがんリスク評価を受ける権利の有効期限は当年度の年単位の基準日から起算して 2 年間とし、有効期限までにがんリスク評価を受けなかった場合、該当年度に発生した指定医療機関が実施するがんリスク評価を受ける権利は失効するものとします。また、指定医療機関が実施するがんリ

スク評価を受ける権利が失効した場合であっても、会員は会費の返金を請求することはできないものとします。

- ② 当社の業務委託先の提携医療機関が実施する、健康に関する電話相談、セカンドオピニオンサービスを受ける権利

2. 前項以外の会員サービス

- ① 人間ドックに関する情報提供・予約サイトの閲覧および利用
- ② その他当会が提供する会員サービス

3. 承認事項

会員は、指定医療機関が実施するがんリスク評価を受けた場合、そのがんリスク評価データを指定医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること並びに当社が会員サービスの品質向上のために利用することを了解するものとします。

第13条（がんリスク評価を受ける権利を行使した場合の継続必要期間の取扱い）

1. 会費の支払い方法について月払い（年12回払い）を選択している会員は、次の各号に同意するものとします。

- ① 会員が指定医療機関に対してがんリスク評価の申込みを行った場合、次に掲げる期間を継続必要期間とし、会員は当該期間、会費を納め会員資格を維持すること
 - ① 入会后12か月以内に、はじめてがんリスク評価の申込みを行ったときは、入会日から起算して12か月間を継続必要期間とします。
 - ② 上記(1)以外の場合でがんリスク評価の申込みを行ったときは、直前のがんリスク評価の申込みを行った日の属する年度の翌年度の年単位の基準日から起算して12か月間を継続必要期間とします。
- ② 継続必要期間分の会費の完納がない場合は、会員はがんリスク評価を受ける権利を有しないものとします。
- ③ がんリスク評価を受ける権利を行使した会員が、継続必要期間分の会費の完納がない状態で退会または退会扱いとなった場合は、違約金として継続必要期間内の未払い月払い会費分を、当該退会または退会扱いとなったときに、当社に一括して支払うこと。なお、違約金の支払を遅延したときは、退会または退会扱いとなった日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条（再入会の制限）

1. 第13条（がんリスク評価を受ける権利を行使した場合の継続必要期間の取扱い）1項3号に規定する違約金を当社へ支払わなければならない者のうち、違約金および遅延損害金の支払いが完了していない者が当会への再入会を希望しても、当該支払いが完了しなければ、当社は再入会を承認しないものとします。なお、当該支払いが完了した後は、当社は、第5条（会員資格）、第6条（会員の入会手続き）、第7条（入会審査）の規定にしたがい、再入会の可否を判断します。

第15条（会員種類の変更について）

1. 第4条1項に定める会員種類の中で他の会員種類に変更となる事由が発生した場合は、会員は、当会所定の変更書類にて、速やかに、当社に申し出るものとします。

第16条（会員種類の変更に伴う会費の取扱いについて）

1. 会員種類の変更に伴う会費の取扱いについては次のとおりとします。

- ① 年払い（年1回払い）の場合

第15条（会員種類の変更について）の規定にしたがい、会員から会員種類の変更の申出を受付けたときは、当該申出を受けた日の属する年度の翌年度の基準日に会員種類の変更があったものとし、会員は、翌年度の基準日までに変更後の会員種類にもとづく会費を支払うものとします。

- ② 月払い（年12回払い）の場合

第15条（会員種類の変更について）の規定にしたがい、会員から会員種類の変更の申出を受付けたときは、当該申出を受けた日の属する月の翌月の月単位の基準日に会員種類の変更があったものとし、会員は、翌月の基準日までに変更後の会員種類にもとづく会費を支払うものとします。

- ③ 会員種類の変更事由の発生後、会員の申出の遅れにより当社に支払われるべきであった会費に不足が生じた場合は、会員は、その不足額を当社に支払うものとします。

第17条（会員が妊娠した場合の取扱いについて）

1. 会員が妊娠した場合は以下のとおりとします。

(ア) 会員が妊娠した場合は、当社に申し出るものとします。申出を受付けた日から12か月間、当該妊娠した会員にかかる会費の支払いを免除します。

- ① なお、年払い（年1回払い）を選択されている場合は、妊娠の申出を受付けた日から日割り計算した額を翌年度以降の会費に充当するものとします。

ただし、当年度に発生したがんリスク評価を受ける権利にもとづいて既に指定医療機関に対してがんリスク評価の申込みを行った会員については上記①の取扱いは適用しないものとします。

- ② 妊娠している会員は、がんリスク評価の利用はできないものとします。（その他のサービスについては利用できます。）

- ③ 妊娠している可能性がある会員は、妊娠していないことが確認できるまでは、がんリスク評価を利用しないものとします。

第18条（法人会員が行う事務について）

1. 法人会員は事務担当者を定め、次の各号に定める事務を行うものとします。

- (1) 本人利用者及び家族利用者の追加または脱退に関する手続き

- ① 本人利用者及び家族利用者の追加または脱退を行うときは、法人会員は当社所定の書類をすみやかに当社に提出するものとします。

- ② 当社は前月末日までに追加または脱退処理を行ったものを反映した法人会費の請求書を当月中に法人会員あて発送します。

- (2) 当社の求めによる本人利用者の在籍確認

- (3) 本人利用者に対する書類等(本人利用者が会費の一部を負担する場合には法人会員割引率変更の通知を含みます。)の交付及び当社に関わる情報の提供

第19条 (会員IDおよびパスワード)

1. 会員IDおよびパスワードの管理ならびに使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第三者の不正な使用等については、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 会員は、会員IDおよびパスワードを第三者に譲渡、貸与、開示してはならないものとします。
3. 入力した会員IDおよびパスワードが一致しないとき等、本人確認ができない場合、会員は本サービスを利用することができないものとします。

第20条 (諸手続き)

1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行わなければならないものとします。
2. 当社より会員の住所宛に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行うものとし、当該住所宛に通知をしたときは、当社は未達等通知の不到達に関する責任を負わないものとします。

第21条 (退会)

1. 会員は、当会所定の手続きにより、退会することができます。なお、当社は、いかなる理由であっても会費は返還しないものとします。
2. 月払い(年12回払い)を選択されている会員は、退会届を提出した日の属する月の分まで会費を支払うものとします。
3. 当社は、会員に次の事由が発生したと当社が判断した場合は、退会扱いとすることができるものとします。
 - ① 会員がクレジットカードで会費を支払う場合、クレジット会社より当該カードが無効とされたとき(当社がクレジット会社より無効の通知を受理した場合)
 - ② 会員が会員資格を満たさなくなったとき
 - ③ 会員が当会のサービスを不正に利用したとき
 - ④ 会員が当社(注9)に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いた不当な要求を行ったとき、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行ったとき(注9) 当会員制度の普及のための代理または媒介を行う者を含みます。
 - ⑤ 会員が反社会的勢力または反社会的勢力の密接関係者に該当したとき
 - ⑥ 本規約に違反したとき
4. 個人会員または団体抜会員が退会した場合は、その家族利用者は個人会員または団体抜会員に会員資格を移行することができるものとします。
5. 法人会員が退会した場合は、法人会員の役職員は、個人会員または団体抜会員に会員資格を移行することができるものとし、法人会員の役職員の家族は、個人会員または団体抜会員の家族利用者に移行することができるものとします。

第22条（禁止事項）

1. 当社は、会員が本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為を禁止します。
 - ① 他の会員、第三者もしくは当社の財産またはプライバシーを侵害する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - ② 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - ③ 犯罪行為、または犯罪行為に結びつく行為、もしくはそのおそれのある行為
 - ④ 当社の承諾なく本サービスを通じてまたは本サービスに関連して行われる営利を目的とした行為、もしくはその準備を目的とした行為
 - ⑤ ユーザーID およびパスワードを不正に使用する行為
 - ⑥ 虚偽の情報による会員登録を行う行為
 - ⑦ 本サービスを不正に利用する行為、もしくはその準備を目的とした行為
 - ⑧ コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じてまたは本サービスに関連して使用し提供する行為
 - ⑨ 法令または当社もしくは会員が所属する業界団体の内部規則に違反する行為、もしくはその違反するおそれのある行為
 - ⑩ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑪ 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑫ その他、当社が不適切と判断する行為
2. 前項各号に該当する行為が認められた場合、当社は何らの通知をなくして当該会員のサービスの停止、または退会扱い等必要な措置をとることができるものとします。また、会員は他の会員、第三者もしくは当社に損害を与えないよう細心の注意を払うようにし、万一、他の会員、第三者もしくは当社に損害を生じさせた場合は、すべての法的責任を負うものとします。

第23条（会員資格の喪失）

1. 会員は以下の各号の場合は、その資格を失います。
 - ① 退会の手続きが終了したとき
 - ② 死亡または解散したとき
 - ③ 本規約の定めによって退会扱いとされたとき
 - ④ その他、当社が会員として不適格と認める相当の事情が発生した場合

第24条（著作権）

1. 当会のサービスによって提供される情報は、当社または当該情報の提供者（以下合わせて「情報提供者」という）が所有するものであり、写真や動画などの著作権、商標権その他の知的財産権で保護されるコンテンツも、情報提供者に帰属しており、利用者は、情報提供者の書面による承諾を得ることなく、内容の全部あるいは一部を複製、公開、送信（公衆送信を含む）、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、転載等をしてはならないものとします。
2. 当社以外の情報提供者は、当会のサービスによって提供される情報の利用等に際して提供した文書、

画像、音声、その他すべての情報等について、当社および当社が指定する第三者が日本国内外において無償で非独占的に使用する権利（複製権、公衆送信権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権等を含み、これらに限られません。）を許諾したものとし、かつ、当社に対して著作権、人格権を一切行使しないものとします。

第25条（情報の二次使用）

1. 当会のサービスによって提供される情報を、当会の会員として会員サービスを利用するために用いる以外に、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、使用することを禁じます。

第26条（秘密保持）

1. 本規約において「秘密情報」とは、当社または本サービスに関連して、会員が、当社より書面、口頭、記録媒体等により提供もしくは開示されたか、または知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関するすべての情報を意味します。
ただし、①当社から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていたまたは既に知得していたもの、②当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. 会員は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。
3. 第2項の定めにとわらず、会員は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請にもとづき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
4. 会員は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示にしたがい、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物およびそのすべての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

第27条（サービス内容、規約の追加・変更）

1. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、サービスの内容および会費を含め、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、当会のWEBサイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとし、当社により変更された本規約は、当会のWEBサイト上に掲載された時点で効力を発するものとします。その場合、本規約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が本サービスを引き続き利用した場合または第21条（退会）にしたがって退会手続きを行わなかった場合には、会員は変更後の規約等に同意したものとみなします。

第28条（個人情報の取得・業務委託先への預託に関する同意事項）

1. 当社は、会員から提供された個人情報を別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いに関する規程」（URL:<http://preventme.co.jp/privacy.php>）にしたがって取り扱うものとし、会員はこれに同意します。
2. 会員は、当社および当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによるものを意味する。以下同じ。）、関連会社（同規則第8条で定義されるところによるものを意味する。以下同じ。）および指定医療機関ならびに提携医療機関等がサービスを実施するため、また会員サービスの品質向上のために行う業務（ダイレクトメールやサービス利用者の本人確認業務、メディカル・サービスおよびその他の会員サービスの調査・分析など）を当社または当社が指定した第三者に委託することを予め同意します。
3. 会員は、「個人情報の取扱いに関する規程」第4条に定める利用目的のため、当社、当社の子会社、関連会社および当社指定医療機関ならびに提携医療機関（以下「共同利用者等」という。）と同第3条に定める個人情報を共同利用することを予め同意します。なお、同規程の内容の全部又は一部を承認できない場合、当社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

第29条（免責）

1. 当社は、検診・診察・診断・治療および医療に関するアドバイスなどの医療行為、メディカル・サービスは行いません。医療行為、メディカル・サービスにより会員に生じた損害については、当該医療行為、メディカル・サービスを提供した機関へ問い合わせるものとします。
2. 当社指定の医療機関が実施するがんリスク評価の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等に関する責任は当該医療機関にあります。当社は、当該がんリスク評価で提供される情報の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等を保証するものではなく、これらに関する問い合わせまたは責任に関しては、当該医療機関に問い合わせるものとします。

その他本サービスにより提供された病気に関する情報、医薬品・健康食品、その他健康増進についての情報および医薬品医療に関連する情報の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等に関する責任は本サービスの内容を実施する情報提供者にあります。当社は、本サービスで提供される情報の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等を保証するものではなく、これらに関する問い合わせまたは責任に関しては、本サービスの内容を実施する情報提供者に問い合わせるものとします。

第30条（存続条項）

1. 利用契約が終了した場合でも、本規約第12条3項、第13条から第14条、第16条、第19条から第31条については、その後も有効に存続するものとします。

第31条（準拠法、合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とし、本規約およびサービスに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2016年10月12日改定)

(2017年7月18日改定)

「がん予防メディカルクラブ『まも～る』」の会費は以下のとおりです。

1. 基本会費

基本会費（月額）は以下のとおりです。 (外税)

会員プラン	シルバープラン	ゴールドプラン
基本会費（月額）	3,480円	5,980円

2. 割引制度

割引制度及び割引率は以下のとおりです。

割引制度	割引率		
① 年払い割引	5%		
② 家族割引		個人会員	個人家族会員
	個人会員のみ	0%	—
	個人会員 +個人家族会員	10%	10%
③ 法人会員割引	法人会員の 利用者総数	入会初年度 割引率	入会2年目以降 割引率
	1～4名	0%	
	5～19名	11%	
	20～49名	12%	
	50～79名	13%	
	80～99名	14%	
	100名以上	15%	
④ 団体扱割引	団体扱の 利用者総数	入会初年度 割引率	入会2年目以降 割引率
	2～4名	—	0%
	5～19名	11%	
	20～49名	12%	
	50～79名	13%	
	80～99名	14%	
	100名以上	15%	

3. 割引制度の併用

割引制度の併用は以下のいずれかのみとなります。

- ① 年払い割引と家族割引の併用
- ② 年払い割引と法人会員割引の併用
- ③ 年払い割引と団体扱割引の併用

4. 会費の額

会費の額は以下のとおりです。

① 割引制度を利用しない通常の月払い会費 (外税)

会員プラン	シルバープラン	ゴールドプラン
月払い会費	3,480円	5,980円

② 割引制度を利用した場合の利用者1名あたりの月払い会費 (外税)

割引制度	会員プラン	シルバープラン	ゴールドプラン
家族割引	割引率10%	3,132円	5,382円
法人会員割引 または 団体扱割引	割引率11%	3,097円	5,322円
	割引率12%	3,062円	5,262円
	割引率13%	3,027円	5,202円
	割引率14%	2,992円	5,142円
	割引率15%	2,958円	5,083円

③ 年払い割引のみを利用した場合の通常の年払い会費 (外税)

割引制度	会員プラン	シルバープラン	ゴールドプラン
年払い割引	割引率5%	39,672円	68,172円

④ 年払い割引と他の割引を併用した場合の利用者1名あたりの年払い会費 (外税)

割引制度	会員プラン	シルバープラン	ゴールドプラン
年払い割引+家族割引	割引率15%	35,496円	60,996円
年払い割引 + 法人会員割引 または 団体扱割引	割引率16%	35,078円	60,278円
	割引率17%	34,660円	59,560円
	割引率18%	34,243円	58,843円
	割引率19%	33,825円	58,125円
	割引率20%	33,408円	57,408円

5. 法人会員割引率・団体扱割引率の判定日・決定方法・変更日

	法人会員割引率・団体扱割引率の判定日・決定方法・変更日
初年度割引率	法人会員は入会日、団体扱は団体扱開設時募集期間の申込み利用者総数決定日の申込み利用者総数に基づき決定
2年目以降割引率	割引率判定日における利用者総数に基づき決定
割引率判定日	第1回目の割引率判定日は、法人会員は入会日、団体扱は団体扱開設時募集期間の申込み利用者総数決定日から9か月後の月の末日 以降の割引率判定日は第1回目の割引率判定日の年単位の応当日
割引率決定方法	割引率判定日における利用者総数（会費の支払いが免除されている妊娠期間中の利用者を含みます。）にて決定
割引率通知	割引率判定日の属する月の翌月末日までに法人会員または団体宛て通知
割引率変更日	第1回目の割引率変更日は、法人会員は入会日、団体扱は団体扱開設時募集期間の申込み利用者総数決定日の1年後の年単位の応当日 以降の割引率変更日は第1回目の割引率変更日の年単位の応当日

以上